

「職員の給与等に関する報告及び勧告」のポイント

**平成22年10月
沖縄県人事委員会**

1 本年の勧告のポイント

○月例給・ボーナスともに引下げ

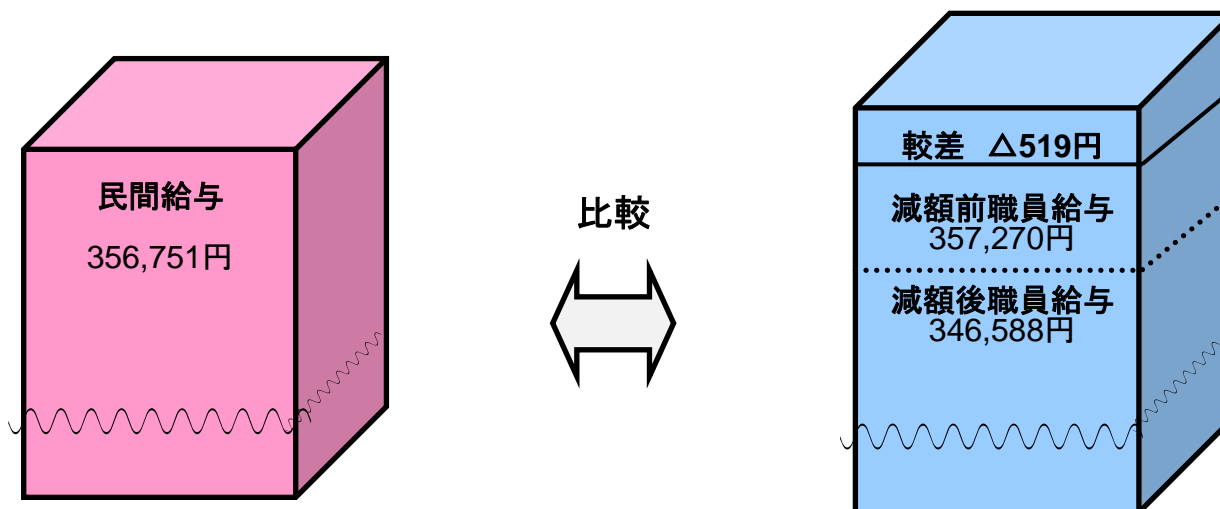
○職員の平均年間給与(行政職平均)は△7万8千円
(△1.4%)

- 1 職員給与が民間給与を上回るマイナス較差
(△519円、△0.15%)を解消するため、人事院勧告
に準じて月例給の引下げ改定、6級以上の職員の
給料の一定率減額、異動に係る地域手当の廃止
- 2 期末・勤勉手当(ボーナス)の引下げ(△0.2月分)

2 民間給与との比較

職員給与が民間給与を1人当たり10,163円(2.93%)下回った。
特例条例による減額措置がないものとした場合は、職員給与が民間給与を1人当たり519円(0.15%)上回った。

民間給与(A)	職員給与(B)		較差(A-B) ((A-B)/B×100)
356,751円	減額措置後	346,588円	10,163円 (2.93%)
	減額措置前	357,270円	△519円 (△0.15%)

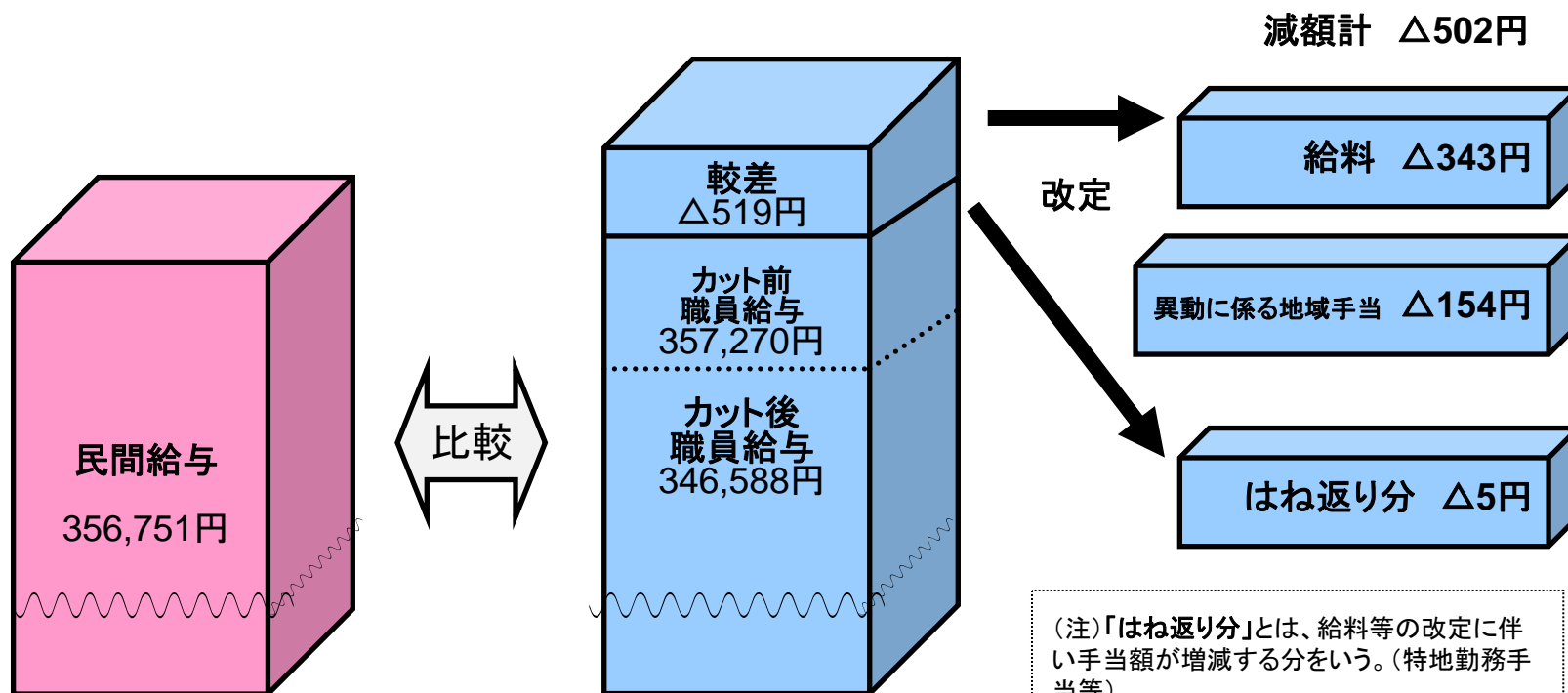


3 給与改定の内容

- (1) 公民給与の較差(△519円、△0.15%)を解消するため、人事院勧告に準じて月例給を引下げ改定(中高年齢層(40歳台以上)が受ける給料月額に限定して引き下げ。)
- (2) 行政職給料表6級以上の職員について、給料の支給額を一定率で減額(△0.2%)
- (3) 期末・勤勉手当の年間支給割合を0.2月分引下げ(4.15月分→3.95月分)
- (4) 他県との均衡を考慮し、異動に係る地域手当を廃止
- (5) 人事院勧告及び民間の実態を踏まえ、月60時間を超える時間外勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含める

公民較差に基づく給与改定

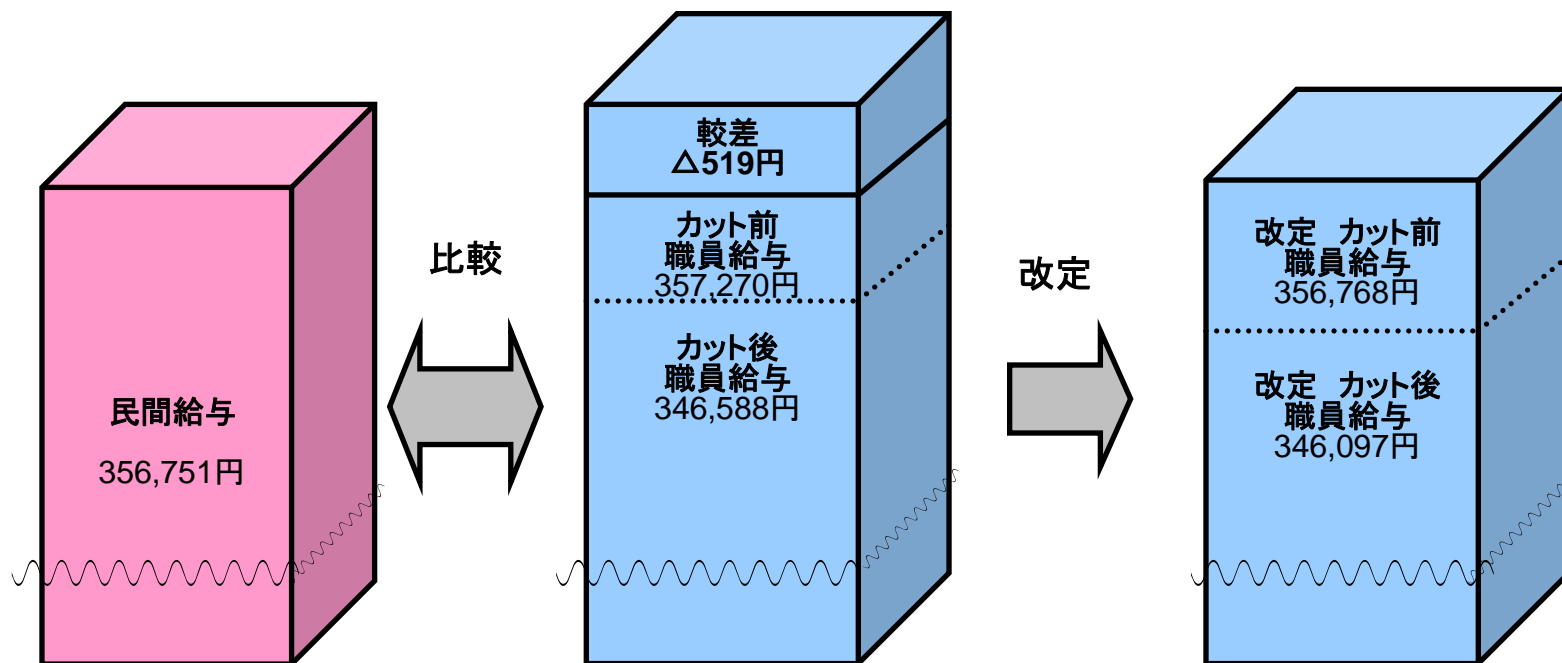
本年の民間給与との較差 $\Delta 519$ 円 ($\Delta 0.15\%$) を解消するため、以下のとおり、月例給与の引下げ改定を行うこととした。



特例条例による減額措置と給与改定

特例条例による減額措置前は、職員給与が民間給与を1人当たり519円(0.15%)上回った。減額後の職員給与は、民間給与を1人当たり10,163円(2.93%)下回っている。

改定後の職員給与は、**△502円(△0.14%)**の引下げ。



平均年間給与額の増減額

